

# 西脇市・黒田庄町合併協議会

## 第6回会議資料

日時：平成16年4月15日（木） 午後1時30分～  
場所：黒田庄町中央公民館 大ホール

## 第6回西脇市・黒田庄町合併協議会次第

と き 平成16年4月15日(木)  
午後1時30分から  
ところ 黒田庄町中央公民館大ホール

### 1 開会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 議事

#### 報告事項

報告第19号 西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する  
協議書について

報告第20号 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程等の一部を改正する規程  
について

報告第21号 新市まちづくり計画検討小委員会活動について

#### 協議事項

協議第28号 公共的団体等の取扱いについて

協議第29号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第30号 各種事業(防災関係事業)の取扱いについて

協議第31号 新市まちづくり計画(将来像)について

#### 事前提案事項

協議第32号 各種事業(電算システム事業)の取扱いについて

協議第33号 各種事業(交通関係事業)の取扱いについて

協議第34号 各種事業(保育事業)の取扱いについて

### 4 その他

協議会日程 第7回 5月26日(水) 西脇市生涯学習まちづくりセンター  
第8回 6月30日(水) 黒田庄町中央公民館

### 5 閉会

# 報 告 事 項

報告第19号	西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する協議書について	P 1 ~ P 2
報告第20号	西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程等の一部を改正する規程について	P 3 ~ P 4
報告第21号	新市まちづくり計画検討小委員会活動について	P 5 ~ P 8

報告第19号

西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を  
変更する協議書について

西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を変更する協  
議書を別紙のとおり締結したので報告する。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

西脇市・黒田庄町合併協議会規約に関する協議の一部を  
変更する協議書

平成15年11月6日付けで締結した西脇市・黒田庄町合併協議会規約  
に関する協議の一部を次のように改正する。

別表第2中「小畑 則 幸」を「櫛 笥 享 夫」に改める。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、関係市町の長が  
記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成16年4月1日

西脇市郷瀬町 605番地  
西脇市  
西脇市長 内 橋 直 昭

多可郡黒田庄町喜多 165番地の1  
黒田庄町  
黒田庄町長 東 野 敏 弘

報告第20号

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程等の一部を改正  
する規程について

西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程等の一部を改正する規程を  
別紙のとおり定めたので報告する。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会 長 内 橋 直 昭

## 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程等の一部を改正する規程

(西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部改正)

第1条 西脇市・黒田庄町合併協議会幹事会規程の一部を次のように改正する。

別表中「企画課主幹」を「企画課長」に改める。

(西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程の一部改正)

第2条 西脇市・黒田庄町合併協議会専門部会設置規程の一部を次のように改正する。

別表総務・企画部会の項西脇市の欄を次のように改める。

理事付	秘書広報課
企画課	宅地分譲課
総務課	財政課
会計課	

(西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部改正)

第3条 西脇市・黒田庄町合併協議会分科会設置規程の一部を次のように改正する。

別表中「理事付、企画課」を「理事付、企画課、宅地分譲課」に、「秘書課」を「秘書広報課」に改める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

報告第21号

新市まちづくり計画検討小委員会活動について

新市まちづくり計画検討小委員会活動について別紙のとおり報告する。

平成16年4月15日

新市まちづくり計画検討小委員会  
委員長 長谷川 俊 雄



## 第 5 回 新市まちづくり計画検討小委員会について

### 1 開催日時及び場所

日時 平成16年4月8日(木)午後6時30分～午後9時10分  
場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター 市民活動室3

### 2 出席者

委員7名(全員)、事務局3名、コンサルタント研究員2名

### 3 議事

計画素案についての意見及び対応について

前回協議会で委員に配布した意見シートのうち、事務局に提出された意見及び提言内容を踏まえ、計画素案の表現等を変更することについて事務局より説明を受けた。

新市将来計画の策定手順について

計画の後半部分を構成する将来計画部分の策定手順について、事務局から説明を受け、今後の作業方法を確認した。

新市まちづくりの基本方針について

新市の将来像を実現するまちづくりの基本方針について協議を行い、まちづくりの分野別に7つの柱とすることを確認した。基本方針の内容は、「健康・福祉・生活安全」、「都市基盤・生活環境」、「産業・経済」、「教育・文化」、「環境共生」、「市民自治」、「行財政改革」の7つの分野とし、そのうち、「市民自治」と「行財政改革」については、ほかの5つの分野の方針を進めていく上での根幹となる方針として位置付けていくこととした。

主要施策について

主要事業のとりまとめ方法、計画書への記載方法について、コンサルタントから説明を受けた。

総務省の方針でも、事業の具体的な記述や事業費の明示は定められていないことから、事業名までは特定せず、おおまかな主要事業を掲載する様式とすることを確認した。

基本方針の柱ごとに、主要施策の内容やまちづくりの方向性について、委員間で自由に意見交換、協議を行った。

委員からの主な意見として、

「健康・福祉・生活安全」の分野では、

- ・高齢者の交流の支援を図ることが重要である。
- ・行政だけで対応できない部分については、ともに支えあう

地域福祉の強化を促進し、行政は小規模で専門性のある精神的な支えとなる窓口を設置してほしい。

- ・増加する消費生活に関わる苦情に対応するため、消費者相談窓口の充実を図るとともに、早い時期から、学校教育も視野に入れた消費者教育も検討してほしい。

「都市基盤・生活環境」の分野では、

- ・黒田庄町内にはバス路線がなく、本庁までの利便性を図るため、バス路線の充実を検討してほしい。
- ・歩道の整備は、早急に進めてほしい
- ・若年層の定住を促進する住宅整備を進め、10年間住むと、何らかの特典を与えるような施策を考えてはどうか。

「産業・経済」の分野では、

- ・雇用の創出に向け、新市をあげて、既成概念にとらわれない施策を展開し、積極的に新規産業の導入を図っていくべきである。
- ・循環型農業を推進し、地産地消の仕組みづくりを進める。
- ・黒田庄和牛をはじめとする特産品、伝統ある地場産業、また技を持った職人を受け継いでいけるまちづくりをしてほしい。

「教育・文化」の分野では、

- ・子どもの教育だけでなく、親の子育て能力、母親学級など、親の世代の交流、相談の場の充実も含んでほしい。
- ・自立する市民活動の支援していく生涯学習を展開していてももらいたい。
- ・国際感覚を身に付ける外国語教育や地域の伝統を先人から学べる授業など特色ある教育の導入を検討してはどうか。

「環境共生」の分野では、

- ・開発を進めるだけでなく、例えば、開発規模面積に比例して植林を行うなど、自然環境の保全に向けた積極的な取り組みを検討してほしい。
- ・循環型社会に向けた堆肥、落葉などを活用したバイオマスについても検討していくことが重要である。
- ・水資源の重要性、地球温暖化の防止など、家庭の中での環境保全についての意識づけ、啓発を図っていくことが必要である。

これからの自治運営に関わる「市民自治」、「行財政改革」の分野では、

- ・合併を機に自治体制の再構築を図り、黒田庄町の地域総合事務所のほか、旧西脇市内にも小学校区を単位とした身近な問題の解決を図る振興局の設置を検討してほしい。
- ・上記の5つの方針を推進していくには、新市の拠点1箇所を進めていくのは困難である。地区でのまちづくり活動を

進めていく行政拠点と組織が必要である。

- ・ 地区を単位に、地域の多様な団体がまとまり、身近な問題は自分たちで対応、解決し、行政にも施策を提案できるような仕組みを構築していくことが参画と協働につながる。
- ・ 行財政改革に向けて、行政事業評価システムを導入し、三重県のように「予算は余算」という考え方に立った体制の整備、また、真の地方分権の受け皿となれるような専門性を持った職員の養成に向けた人事異動のあり方を検討してほしい。

などの発言があった。

## 6 その他

### 第6回小委員会の開催について

日時 平成16年5月19日（水） 午後6時30分から  
場所 西脇市生涯学習まちづくりセンター  
内容 財政計画について  
主要施策について

# 協 議 事 項

協議第28号	公共的団体等の取扱いについて	P 1 ~ P 6
協議第29号	補助金・交付金等の取扱いについて	P 7 ~ P 12
協議第30号	各種事業（防災関係事業）の取扱いについて	P 13 ~ P 19
協議第31号	新市まちづくり計画（将来像）について	P 20 ~ P 26

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。

両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。

統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。

独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

平成 年 月 日確認

## 西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

		専門部会名	総務・企画部会
協定項目	15 公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整内容	<p>公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>両市町に共通している団体は、新市発足時に統合又は再編するよう調整に努める。</p> <p>統合又は再編に時間を要する団体については、将来の統合又は再編に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。</p>		

公共的団体等について	
公共的団体等の取扱いに関する考え方	<p style="text-align: center;">1 公共的団体等の定義</p> <p>「公共的団体等」とは、その市町村の区域内にある、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会議所、商工会等の産業経済団体、社会福祉協議会、老人ホーム等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものはすべて含まれ、法人であるか否かを問わない。</p> <p style="text-align: center;">2 「公共的団体等の取扱い」として協議するもの</p> <p>「公共的団体等の取扱い」として協議する公共的団体等については、以下の観点から整理を行う。</p> <p>市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの 例：社会福祉協議会、商工会議所、商工会等</p> <p>団体の設置について市町村の意思が関与しているもの 例：シルバー人材センター、交通安全協会等</p> <p>市町村の事業に大きく関与しているもの 例：観光協会、体育協会、文化協会等</p> <p style="text-align: center;">3 留意事項</p> <p>合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは、新市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域の公共的団体等は統合整備を図るよう努めなければならないとしている。</p> <p>地方自治法第157条では、普通地方公共団体の長は、当該区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、指揮監督することができることとされていることから、できる限り公共的団体等の統合がなされるよう理解を求めめる必要がある。</p> <p style="text-align: center;">4 参考</p> <p>商工会議所・商工会</p> <p>商工会議所の地区は原則として市の区域（商工会議所法第8条）、商工会の地区は原則として1つの町村の区域（商工会法第7条）であり、通常は1市町村に1つの商工会議所又は商工会が設置されることになる。</p> <p>市町村合併が行われた場合、商工会議所又は商工会の地区を合併後の新市町村の区域とするための定款変更をするほか、あるいは、当該商工会議所又は商工会が解散するまでの間は、従前の区域とする特例が定められており、1市町村内に複数の商工会議所・商工会が存在することになる（商工会議所法第8条の2、商工会法第8条）。しかしながら、新市町村の一体的な発展を図るためには、できるだけ統合に向けた取組に努めることが求められている。</p> <p>昭和60年4月以降の市町村合併のうち、商工会議所・商工会の統合が行われたのは2例である。</p>

両市町の主な公共的団体等の例			備 考
区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町	
総務・企画関係	西脇市国際親善交流協会		
	西脇市JR加古川線利用・電化促進会議	黒田庄町JR加古川線利用・電化促進会議	
	西脇市コミュニティバス運営協議会		
	北はりまハイランド推進協議会	北はりまハイランド推進協議会	同一団体
	西脇市連合区長会	黒田庄町区長会	
住民・福祉関係	西脇市社会福祉協議会	黒田庄町社会福祉協議会	
	西脇市民生児童委員協議会	黒田庄町民生児童委員協議会	
	西脇市遺族会	黒田庄町遺族会	
	西脇市傷痍軍人会	黒田庄町傷痍軍人会	
	西脇市傷痍軍人妻の会		
	北播保護区保護司会西多地区会	北播保護区保護司会西多地区会	同一団体
	西脇市更生保護婦人会		
	軍恩連盟西脇市連合会		
	北播原爆被害者の会西脇地区	北播原爆被害者の会中・黒田庄地区	
	西脇市婦人共励会	黒田庄町婦人共励会	
	西脇地区赤十字奉仕団	黒田庄町赤十字奉仕団	
	西脇市身体障害者福祉協会	黒田庄町身体障害者福祉協会	
	西脇市手をつなぐ育成会	黒田庄町手をつなぐ育成会	
	白ゆり会家族会	白ゆり会家族会	同一団体
	西脇市英霊にこたえる会	英霊にこたえる会多可郡連合支部	
	献血推進協議会	献血推進協議会	
	西脇市多可郡医療協会	西脇市多可郡医療協会	同一団体
	いずみ会	いずみ会	
	愛育班	愛育班	
	西脇市・多可郡4町乳幼児発達支援事業推進協議会	西脇市・多可郡4町乳幼児発達支援事業推進協議会	同一団体
	西脇市多可郡医師会	西脇市多可郡医師会	同一団体
	西脇市多可郡歯科医師会	西脇市多可郡歯科医師会	同一団体
	社人権擁護委員協議会西脇部会	社人権擁護委員協議会多可部会	
	西脇市人権・同和教育協議会		
	西脇市老人クラブ連合会	黒田庄町老人クラブ連合会	

両市町の主な公共的団体等の例			備 考
区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町	
住民・福祉関係	西脇市花と緑の協会	黒田庄町花と緑の活動連絡会	
	西脇市消費者協会	黒田庄町消費者協会	
	西脇多可防犯協会	西脇多可防犯協会	同一団体
	西脇多可交通安全協会	西脇多可交通安全協会	同一団体
	西脇多可防火協会	西脇多可防火協会	同一団体
	西脇市まとい会	多可郡まとい会	
		多可郡消防協会	
	西脇多可婦人防火クラブ	西脇多可婦人防火クラブ	同一団体
産業・建設関係	西脇市森林組合	黒田庄町森林組合	
	兵庫県猟友会西脇多可支部西脇猟友会	兵庫県猟友会西脇多可支部黒田庄猟友会	
		黒田庄町緑化推進委員会	
		黒田庄町農業農村整備事業推進協議会	
		黒田庄町区農会長協議会	
	西脇市防除協議会	黒田庄町防除協議会	
	西脇商工会議所	黒田庄町商工会	
	西脇市観光協会	黒田庄町観光協会	
	社団法人西脇市・多可郡広域シルバー人材センター	社団法人西脇市・多可郡広域シルバー人材センター	同一団体
	西脇市勤労者福祉サービスセンター		
	北播磨雇用開発協会	北播磨雇用開発協会	同一団体
	西脇市労働者福祉協議会		
	教育関係	西脇市文化連盟	黒田庄町文化協会
西脇市PTA連合会		黒田庄町PTA協議会	
西脇市体育協会		黒田庄町体育協会	
		黒田庄町野球審判協会	
		黒田庄町バレーボール審判協会	
西脇市スポーツ少年団		黒田庄町スポーツ少年団連絡協議会	
「スポーツクラブ21ひょうご」西脇市推進委員会		「スポーツクラブ21ひょうご」黒田庄町推進委員会	
西脇市子ども会指導者連絡協議会		黒田庄町子ども会育成連絡協議会	
		黒田庄町野外活動協会	
		黒田庄町婦人会	



両市町の主な公共的団体等の例			備 考
区 分	西 脇 市	黒 田 庄 町	
議会・選管・監査公平関係	西脇市明るい選挙推進協議会	黒田庄町明るい選挙推進協議会	
その他出資法人等	西脇市公共施設管理協会		
	財団法人西脇市保健福祉公社		
	財団法人西脇市住民サービス公社		
	株式会社西脇地方卸売市場		
	西脇商連川東駐車場株式会社		
	財団法人北播磨地場産業開発機構	財団法人北播磨地場産業開発機構	同一団体
	財団法人西脇市文化振興財団		
	財団法人西脇市スポーツ振興財団		

先進事例	篠山市	<p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>各町共通の団体について</p> <p>ア 新町（市）との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町（市）組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。</p> <p>ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>各町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>
	西東京市	<p>公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整理に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。</p> <p>2市独自の団体は、現行のとおりとする。</p>
	さぬき市	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>各町共通の団体について</p> <p>新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する</p> <p>国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>各町独自の団体について</p> <p>原則として現行のとおりとする。</p>
	静岡市	<p>新市の一体性の速やかな確保に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとする。</p>
	山県市	<p>公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>3町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>3町村に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。</p> <p>独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>

協議第29号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

補助金・交付金等の取扱い
<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。</p>
平成 年 月 日確認

## 西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画部会
協定項目	16 補助金・交付金等の取扱い	関係項目		
調整内容	<p>現行の各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては合併年度までとし、翌年度以降については、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から調整する。</p> <p>同一あるいは同種の補助金・交付金等については、統一の方向で調整する。</p> <p>独自の補助金・交付金等については目的を明確化し、従来の実績等を考慮して調整する。</p>			

(平成14年度決算額)

項目	現 西 脇 市			況 黒 田 庄 町		
	西脇市	西脇市	金額	黒田庄町	黒田庄町	金額
補助金	納税組合補助金	納税組合	26,349,000	納税組合報奨金	納税組合	2,520,505
	西脇市国際親善交流協会補助金	西脇市国際親善交流協会	1,390,000			
	地域振興活動費補助金	連合区長会	630,000	区長会補助金	区長会	1,400,000
	地区区長会長視察研修補助金	連合区長会	109,000			
	集会施設整備事業補助金	落方町、水尾町、野村町	3,610,000			
	地方バス等公共交通維持確保対策補助金	神姫バス(株)	27,866,455			
	コミュニティバス運行補助金	神姫バス(株)	7,900,000			
	西脇市公共施設管理協会運営補助金	同協会	47,486,156			
	西脇市駅西側駐車場整備管理事業補助金	野村町	3,000,000			
	地区生涯学習まちづくり事業補助金	各地区まちづくり委員会等	2,172,000			
				こころ豊かな地域づくり推進事業補助金	各地区地域活動推進委員会	2,100,000
	まちづくり計画策定補助金	比叡地区まちづくり計画策定委員会	70,000			
	まちづくり活動支援補助金	住吉水車村ほか1団体	200,000			
	民生委員活動事業補助金	民生児童委員協議会	2,437,500	民生児童委員協議会活動促進事業補助金	民生児童委員協議会	2,916,000
	児童委員活動費補助金	民生児童委員協議会	2,633,400			
	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	25,050,500	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会	19,947,940
				ふれあいのまちづくり事業補助金	社会福祉協議会	1,500,000
			心配ごと相談所運営費補助金	社会福祉協議会	93,000	
			傷い軍人会補助金	傷い軍人会	20,000	
			遺族会補助金	遺族会	70,000	
			婦人共励会補助金	婦人共励会	50,000	

項 目	現 況			黒 田 庄 町		
	西 脇 市			黒 田 庄 町		
	マイクロバス運行管理事業補助金	社会福祉協議会	1,270,166			
	身体障害者スポーツ大会等補助金	身体障害者福祉協議会	150,000	身体障害者福祉協会補助金	身体障害者福祉協会	390,000
				地域福祉活動助成金	町老連・愛育班等	1,500,000
				愛育班活動助成金	愛育班	168,000
	心身障害者小規模通所援護事業補助金	手をつなく育成会	10,948,000	手をつなく育成会補助金	手をつなく育成会	400,000
				心身障害者小規模通所援護事業補助金	虹の会工房	6,481,760
	知的障害者自立生活訓練事業補助金	わっしょい	3,178,000			
	知的障害者生活ホーム運営補助金	生活ホームとも	397,000			
	知的障害者グループホーム運営補助金	グループホームとも 内ホーム	529,000			
	精神障害者小規模作業所運営事業補助金	白ゆり会家族会	14,936,480	白ゆり会作業所運営分担金	西脇市	1,425,118
	老人クラブ補助金	各町老人会	6,073,920	老人クラブ活動助成金	各地区老人会	1,491,840
	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会	1,806,000	老人クラブ連合会補助金	老人クラブ連合会	1,083,736
	地域改善対策啓発活動費補助金	部落解放同盟西脇市連合協議会	1,083,000			
	消費生活研究事業補助金	消費者協会	660,000	町消費者協会補助金	消費者協会	150,000
	保育所関係補助金	市内保育所等	96,587,738			
	西脇市保健福祉公社運営費補助金	同公社	10,193,919			
				保健衛生委員研修補助金	保健衛生委員会	215,000
	労働者福祉対策事業補助金	西脇市労働者福祉協議会	900,000			
	西脇市多可郡広域シルバー人材センター補助金	西脇多可郡広域シルバー人材センター	18,705,000	西脇市多可郡広域シルバー人材センター補助金	西脇多可郡広域シルバー人材センター	3,006,000
	兵庫県雇用開発協会補助金	兵庫県雇用開発協会	100,000	兵庫県雇用開発協会補助金	兵庫県雇用開発協会	34,000
	中小企業内訓練推進事業補助金	西脇地域職業訓練協会	3,320,000	中小企業人材養成費補助金	西脇地域職業訓練協会	134,000
	中小企業勤労者福祉共済事業補助金	西脇勤労者福祉センター	4,692,000			
				区農会長協議会補助金	区農会長協議会	420,000
				農業委員会補助金	農業委員会	540,000
				町特産物開発普及推進助成金	消費者協会	490,000
				特産品開発グループ補助金	特産品開発グループ	200,000
				農業を育てる会補助金	農業を育てる会	650,000
				集団麦作推進補助金	区農会	329,950
				特別栽培米推進補助金	特別栽培米同好会	100,000
				椎茸組合活動補助金	椎茸組合	100,000
				たばこ小売組合補助金	たばこ小売組合	20,000

項 目	現			況		
	西 脇 市			黒 田 庄 町		
				畜産公害環境衛生対策費助成金	和牛改良同志会	270,000
農業振興事業補助金	みのり農協	400,000				
水田営農推進補助金	西脇市営農組合事務協議会	1,160,300				
水田作付体系転換緊急実証事業補助金	西脇47農会	362,660		水田作付体系転換緊急実証事業補助金	みのり農協	247,850
				まちむら交流委託事業	実行委員会	900,000
				水稲損害防止委託事業	防除協議会	2,728,662
営農規模拡大奨励事業補助金	津万地区農会ほか	4,783,800		有機の里づくり推進事業補助金	有機農業同好会	700,000
				集団営農用機械施設整備事業補助金	区農会	1,000,000
野猪被害防止柵設置事業補助金	対象町	4,131,000		野生動物防護柵緊急設置事業補助金	対象転作組合	258,000
有害鳥獣駆除事業補助金	県猟友会西脇多可支部	300,000		有害鳥獣駆除委託事業	猟友会	300,000
生産調整推進対策円滑化事業補助金	西脇也区農会ほか46農会	6,837,800		水田農業経営確立対策町単独補助金	14区農会	5,420,296
北はりま田園空間博物館準備会助成金	北はりま田園空間博物館準備会	4,100,000				
商工業振興事業補助金	西脇商工会議所	4,240,000		町商工会補助金	町商工会	13,200,000
				町商工会地或活性化補助金	町商工会	1,800,000
中小企業団体振興事業補助金	西脇商工会議所	1,710,000				
地域商業対策事業補助金	西脇市商業連合会ほか	2,770,000				
西脇市観光協会補助金	西脇市観光協会	1,260,000		町観光協会補助金	町観光協会	1,200,000
地域活性化まつり補助金	実行委員会	1,140,000				
(財)北播磨地場産業開発機構補助金	同機構	6,000,000		(財)北播磨地場産業開発機構補助金	同機構	700,000
地域商業活性化支援事業補助金	西脇商工会議所	1,860,000				
中小企業事業資金信用保証料補助金	兵庫県信用保証協会	510,894				
西脇バイパス整備促進協議会補助金	西脇バイパス整備促進協議会	100,000				
消防施設等整備費補助金	対象消防団	2,249,098				
播丹中学校野球・陸上大会補助金	対象中学校	100,000				
中学校クラブ活動補助金(音楽)	対象中学校	272,050				
中学校クラブ活動補助金(体育)	対象中学校	1,825,370				
小学校クラブ活動補助金	対象小学校	362,100				
(財)西脇市岡之山美術館運営費補助金	同美術館	11,932,000				
P T A連合会等活動費補助金	P T A連合会・文化連盟	150,000		文化協会補助金	文化協会	880,000

		現		況		
項	目	西 脇 市		黒 田 庄 町		
	子ども会指導者連絡協議会活動費補助金	子ども会指導者連絡協議会	100,000	子ども会育成連絡協議会補助金	子ども会育成連絡協議会	230,000
				子ども育成活動加補助金	子ども会等対象団体	176,082
	市人権・同和教育研究協議会補助金	市人権・同和教育協議会	2,430,000	多可郡人権・同和教育協議会補助金	多可郡人権・同和教育協議会	139,850
				人権啓発活動事業補助金	対象団体等	210,000
	西脇市体育協会補助金	西脇市体育協会	200,000	黒田庄町体育協会補助金	黒田庄町体育協会	1,200,000
				審判協会補助金(野球・バレーボール)	審判協会	150,000
				野外活動加協会補助金	野外活動協会	100,000
				スポーツ少年団補助金	スポーツ少年団	700,000
	子午線マラソン大会補助金	実行委員会	2,000,000			
	スポーツ団体振興補助金	スポーツ振興財団	200,000			
	兵庫県高校駅伝東播磨地区予選補助金	県高等学校体育連盟東播磨支部	289,000			
				交通委員会活動加補助金	交通委員会	640,000
				町単独事業(農業施設)補助金	事業施工地区	7,313,000
				町単独事業(土木施設)補助金	事業施工地区	14,700,000
				総合的な学習活動加補助金	小中学校	327,000
				芸術劇場補助金	小学校	160,000
				町指定研究会補助金	小学校	100,000
				芸術鑑賞補助金	中学校	150,000
				教育課程改善研修補助金	中学校	160,000
				野外活動加付添補助金	中学校	40,000
				修学旅行付添補助金	中学校	344,000
				進路指導補助金	中学校	100,000
				生活指導活動費補助金	中学校	100,000
				婦人会補助金	婦人会	300,000
				婦人会員研修補助金	婦人会	200,000
				自主文化事業振興補助金	対象団体等	300,000
交付金	政務調査費交付金	議会会派	625,280			
	保育料格差是正交付金	一般会計	20,106,090			
	保育料軽減措置交付金	一般会計	9,770,500			
	消防団運営交付金	西脇市消防団	1,420,000			

関係法令

地方自治法  
 (寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

先進事例

市町名	調整内容
静岡市	補助金等については、その事業目的、効果等を総合的に勘案しつつ、従来の経緯、実情等に配慮し、次の区分に応じて、調整するものとする。 両市で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討するものとする。 両市それぞれの独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、新市全体の均衡を保つよう調整するものとする。
ひたちなか市	2市の補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、予算措置の段階で検討するものとする。 なお、団体運営補助金については、 2市で同一あるいは同種の団体に補助しているものについては、できるだけ早い機会に当該団体の理解と協力を得て、統一の方向で検討するものとする。 独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整するものとする。 他の補助金に整理できる補助金については、廃止するものとする。 また、事業補助金(融資制度を含む)については、 2市で同一あるいは同種の制度については、できるだけ早い機会に統一するものとする。 独自の補助制度については、従来の実績を尊重し、当分の間現行のとおりとする。 地域的に特殊な補助制度については、当分の間補助するものとする。 整理統合できる補助制度については、廃止するものとする。
亀山市 (予定)	両市町の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。 両市町の同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一できるよう調整する。 両市町における独自の補助金等については、従来の実績に配慮し、市域全体の均衡を保つよう調整する。 整理統合が可能な補助金等については、統合又は廃止できるよう調整する。
朝来市 (予定)	各種団体への補助金、交付金等については、従来からの経緯や実情等に配慮し、公共的必要性、有効性、公平性の観点から次のとおり調整する。 同一あるいは同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 独自の補助金等については、従来の活動実績や地域の実情等を考慮し、補助金等の目的を明確化し、均衡を保つよう調整する。 他の補助金に整理統合できる補助金等については、関係団体と協議し、統合の方向で調整する。



各種事業（防災関係事業）の取扱いについて

各種事業（防災関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（防災関係事業）の取扱い

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。  
黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。  
防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。

平成 年 月 日確認

## 西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">専門部会名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">総務・企画部会</td> </tr> </table>	専門部会名	総務・企画部会
専門部会名	総務・企画部会				
協定項目	22-5 各種事業（防災関係事業）の取扱い	関係項目	防災・防犯		
調整内容	地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。 黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。 防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。				

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
<p>両市町で策定されている地域防災計画について一元化する必要がある。</p> <p>防災行政無線は黒田庄町のみ整備している。</p> <p>防災関係機関及び団体等との協力協定に差異がある。</p>	<p>合併後に再編する。</p> <p>現行のとおりとする。</p> <p>合併後に再編する。</p>	<p>地域防災計画については、新市において速やかに策定する。なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。</p> <p>黒田庄町防災行政無線については、現行のまま新市に引継ぎ、その活用及び西脇市の区域への導入は新市において検討する。</p> <p>防災関係機関及び団体等との協力協定については、新市において必要な見直しを行う。</p>

現		況	
項	目	西 脇 市	黒 田 庄 町
地域防災計画	<p>1 地域防災計画策定状況 災害対策基本法第42条に基づき策定。平成9年度には、地震対策編、風水害対策編に分け、見直しをしている。また、毎年、人事異動や県の指導に基づき見直しを行っている。（6月の防災会議で審議）</p> <p>2 構成 地震対策編・風水害編同様 1章 総則 2章 防災組織計画 3章 災害予防計画 4章 災害応急計画 5章 災害復旧計画</p> <p>3 その他 地域防災計画は各課1冊配布。併せて、職員行動マニュアルを策定し、災害発生初動期の対応の周知徹底を図っている。 関係する規程等としては、避難所運営マニュアル。地域防災5ヵ年計画</p>	<p>1 地域防災計画・水防計画策定状況 本計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、平成11年度版より新規策定し現在に至る。</p> <p>2 構成 風水害等対策編 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4章 災害復旧計画  地震災害対策編 第1編 総則 第2編 災害予防計画 第3編 災害応急対策計画 第4編 災害復旧計画</p> <p>3 その他 地域防災計画は課長級へ配布。その他計画、マニュアルはなし。</p>	

項 目	現 況	
	西 脇 市	黒 田 庄 町
防災行政無線等	<p>《市防災行政無線》 なし</p> <p>《県衛星通信ネットワーク》 1 整備状況 衛星系アンテナ装置、衛星端局装置、簡易交換装置、音声一斉受令機、防災用電話機・直通電話機、防災用FAX、補完系無線装置、無停電電源装置、発動発電機</p> <p>2 利用状況 災害時における情報収集 気象情報</p> <p>《兵庫県災害対応総合ネットワークシステム》 1 整備状況 端末、無停電電源装置 2 利用状況 情報収集、関係機関及び団体との情報伝達</p>	<p>《町防災行政無線》 1 防災行政無線の整備状況 固定系親局、簡易中継局、屋外拡声子局7戸別受信機全戸、地区遠隔装置32台 移動系基地局、移動系5台 (車携帯型2台・携帯型3台)</p> <p>2 防災行政無線の利用状況 災害時における情報伝達・情報収集 平常時には行政連絡等町民放送・地区放送</p> <p>《県衛星通信ネットワーク》 1 整備状況 同左</p> <p>2 利用状況 同左</p> <p>《兵庫県災害対応総合ネットワークシステム》 同左</p>

項 目	現	況
	西 脇 市	黒 田 庄 町
防災関係機関及び団体等との協力協定	<p>西脇市多可郡広域消防相互応援協定 消防相互応援協定 西脇市・中町・加美町・八千代町・黒田庄町</p> <p>東播磨地域災害時における広域相互応援協定 東播磨地域に災害が発生した場合の職員派遣、物資の供給等 東播磨7市10町</p> <p>災害応援協定 西脇建設業協会との協定 水防活動用資機材の確保及び運搬 応急復旧のための重機、作業員、資材の確保、応急復旧作業、その他応急対策活動に必要な措置</p> <p>兵庫県広域消防相互応援協定 兵庫県下市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合相互の消防広域応援体制の確立と大規模、特殊災害への対処を目的</p> <p>兵庫県水道災害相互応援に関する協定 水道災害相互応援活動 兵庫県知事・市町長・阪神水道企業長・西播磨水道企業団企業長・西播磨高原上下水道企業団企業長・淡路広域水道企業団企業長・日本水道協会兵庫県支部長・兵庫県簡易水道協会会長</p> <p>防災エキスパートの活用に関する協定 公共土木施設災害時における災害状況の把握、災害対策活動を円滑かつ効率的に実施するため。 財団法人兵庫県建設技術センター</p>	<p>西脇市多可郡広域消防相互応援協定 同左</p> <p>黒田庄町山南町消防相互応援に関する協定 消防相互応援協定 黒田庄町・山南町</p> <p>東播磨地域災害時における広域相互応援協定 同左</p> <p>兵庫県広域消防相互応援協定 同左</p> <p>兵庫県水道災害相互応援に関する協定 同左</p>

現		況
項	目	西 脇 市
		<p>緊急時における生活物資の確保に関する協定（同覚書） 生活協同組合コープこうべ</p> <p>災害時における西脇市と西脇市内郵便局との相互協力に関する覚書 西脇市内郵便局代表者 西脇郵便局長</p> <p>兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協 定 兵庫県自治体病院間の災害発生時の応援協力のための協定</p> <p>川代ダム放流に伴う連絡体制 西脇市からの要請に基づく通知・連絡</p>
		<p>川代ダム放流に伴う連絡体制 河川法に定められた通知・連絡・警報 近畿地方建設局姫路工事事務所河川管理第一課・加古川大堰 兵庫県柏原土木事務所・社土木事務所 篠山市、山南町、黒田庄町、篠山・柏原・西脇警察署</p>

関係法令

【市町村地域防災計画】

災害対策基本法第42条

市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のため調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消化、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3～5 省略

先進事例

市町村名	調整の方針
洲本市・五色町 （予定）	地域防災計画については、新市において速やかに策定する。 なお、災害発生時の応急対策については、新市発足までに調整する。
養父市 （予定）	1 地域防災計画については、災害対策基本法に基づき、新市に移行後、速やかに策定する。 2 自主防災組織は現行のまま新市に引き継ぐ。
加東市 （予定）	1 地域防災計画については、新市において新たに策定する。 2 防災会議については、新市において新たに設置する。
中町・加美町・八千代町（予定）	1 防災行政無線については、合併後速やかに統合する。 2 防災会議については、合併時に統合する。 3 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。なお、新町の地域防災計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぐ。

協議第31号

新市まちづくり計画（将来像）について

新市まちづくり計画（将来像）を次のように定める。

平成16年3月19日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

平成 年 月 日確認



## 新市の将来像について

新市まちづくり計画検討小委員会では、3つの基本理念を踏まえ、協議会に提案する将来像として、以下の4案を選定しました。

将来像(キャッチフレーズ)/意図・イメージ	
第1案	<p><b>豊かな心 輝く自然 うるおいと活力あふれる共生都市 にしわき</b></p> <p>新市は、加古川水系や緑の山々など恵まれた自然を有しており、その中で、市民一人ひとりがお互いを思いやり、豊かな心を持って暮らすことができるまちの創造をめざします。</p> <p>そして、自然をはじめとする地域資源とそこに暮らす人々の活動が結びついて、まちの潜在能力を引き出し、未来に向かって躍動するまちをイメージしています。</p>
	<p><b>いのちいきいき 自然きらきら 共生のまち にしわき</b></p> <p>市民一人ひとりが、お互いを思いやる心と命の大切さを尊重するとともに、恵まれた自然環境を再認識し、人と人、人と自然が共生するまちを創造していきます。</p> <p>そして、住んでいる人々の「いのち」が「いきいき」とするように、健やかで安心した生活を送ることができるまちづくりをすすめます。また、「自然」が「きらきら」と輝くように、自然環境に配慮した社会の構築をめざします。</p> <p>ひらがなが多くなるので「いきいき」「きらきら」は字体を変えます。</p> <p>「へそのまち西脇」が単なる地理的な中心ということだけではなく、「へそ=母子のつながり=生命の大切さ」という意味合いも言外に含んでいるため「いのち」ということばを使っています。</p>
第3案	<p><b>みどり輝き ひと集い やさしさ育むまち にしわき</b></p> <p>豊かな自然に囲まれた良好な環境を生かすとともに、北播磨の交流拠点として、活気とにぎわいをより一層創出し、人が集まるまちを創造していきます。</p> <p>そして、市民一人ひとりが、将来にわたって、いきいきと安心した生活を送れるように「やさしさ」を育み、ともに支えあい、人間らしさを実感できるまちをイメージしています。</p>
	<p><b>人つどい 心なごむ 匠さえる やさしさのあるまち にしわき</b></p> <p>北播磨の交流拠点として、活気と賑わいをより一層創出していくとともに、豊かな自然に囲まれた良好な生活環境の整備をすすめることによって、人が集まり、心が和むまちを創造していきます。また、新市が受け継いできた伝統や技術を十分にいかし、まちの持っている潜在能力を引き出して魅力を高めていきます。</p> <p>そして、市民一人ひとりがいきいきと安心感に包まれた生活ができるまちをめざし、すべての人にやさしいまちづくりをすすめていきます。</p>



### 3. サブタイトルについて

今回、新市まちづくり計画検討小委員会では、将来像のキャッチフレーズを検討した際に、サブタイトルの必要性について協議した結果、協議会で決定後、サブタイトルを付加するかどうかを検討することといたしました。

参考までに、小委員会の協議では、案として次のようなサブタイトルが考えられました。

～ 市民（住民）主体のまちをめざして ～
～ 好きです！ 明日のにしわき ～
～ 市民が主役（主人公）のまちをめざして ～
～ みんなに愛されるまちをめざして ～
～ 未来を見据え 希望豊かに老いを楽しむ 市民主体の地域社会 ～

### 4. 県内他地域の合併協議会・近隣都市の将来像（キャッチフレーズ）

都 市 名 等	将 来 像（キャッチフレーズ）
北但 1 市 5 町（豊岡市）	未来創造 ～豊かな自然と文化を活かしたやすらぎのまち～
氷上郡 6 町 （丹波市）	豊かな自然と歴史文化が織りなす 21 世紀に輝く人と自然の交流文化都市
養父郡 4 町（養父市）	響きあう心 拓く明日 但馬中央の郷
三原郡 4 町 （南あわじ市）	「食」がはぐくむ ふれあい共生の都市 ～1人ひとりの笑顔がみえる生涯現役の風土づくりをめざして～
三 木 市	やすらぎのふるさと “ ガーデンシティみき ”
小 野 市	ひといきいき まちわくわく ハートフルシティおの
加 西 市	花と歴史と愛のまち かさい
篠 山 市	人と自然の調和した田園文化都市
三 田 市	人と自然が輝くまち・三田

小委員会で検討されたキーワードとキャッチフレーズ

【まちづくりのキーワード】

小委員会で出された西脇市・黒田庄町のまちづくりのキーワード					
自然、環境、循環型社会、有機農業	自然環境を活かしたまちづくり	自然環境	自然	環境	加古川 清流に戻したい
	水	里山	緑	土づくり	有機農業
	有機の里	循環型社会	資源循環型	循環型社会構造	恵み
	共生	癒しの風景			
支えあい、地域コミュニティ、自治、協働	地域	地域自治	コミュニティ	参画	分権
	小さな本庁 大きな支所	官民一体型の地域づくり	協働	住民に対する行政サービス強化(行政と住民のコミュニケーションをはかる)	競争の時を越え今支え合う社会
	支えあう				
健康、福祉	高齢者	福祉の充実	子育て支援(青少年の育成)	子育て	健康
地域資源、特産物	へそ	日本のへそ	北はりま田園空間博物館	黒田庄牛	播州織
	地域資源	特産物で日本一を目指す			
人、心	心豊か	心ふれあう街	心豊かな街	ひと	ひとの豊かさ
	思いやり	安らぎ			
その他	工芸都市	市財源確保を税収以外でいかに行うか	輝く	温暖穏やかな気候	隠れた観光開発
	個性	魅力	活性化	元気	生活レベルで格差の少ない共存共栄を重視すべきだ
	共存・共栄	情報の共有	連携	文化	生活環境
	歴史	潤い	<b>いのち</b>	<b>融合</b>	めぐる
	個性あふれる	うるおい	包まれる	いきいき	きらきら
	共鳴	つなぐ	いざない	ゆめ	実感
	共創	創生	共感		

網掛けは WS で出た新しいキーワード。太字は WS で強調されたキーワード。

【キャッチフレーズ】

小委員会で検討したキャッチフレーズ案			
水と緑	北播磨の人と文化が	織りなす	田園都市
豊かな自然		育む	
豊かな風土			
豊かな土壌			
<b>命を大切に</b> するへその街			
自慢のできるまちづくり			
加古川に育まれた人間性豊かな田園都市			
水・緑・ひとが輝く共生のまち			
日本のへそ豊かな自然が織りなす安心の町			
ひと、豊かな自然、歴史と文化織りなす交流の町			
ひとが輝き、自然と共生協働で地域が輝くまち			
高齢者にやさしいまち			
自然との共存を目指したまちづくり			
安全で安心して暮らせるまちづくり			
人と自然にやさしい環境づくり			
人と自然にやさしい環境づくり自然の融合するまち西脇			
自然と人との共生のまち西脇市			
大地の恵みと心のかよう豊かな都市			
心のタスキでつなぐ明るい未来			
川の流れの豊かさと、人の心の豊かさがうれしいまち			
ご縁って不思議ですね、西脇が好きです			
いのちイキイキ 自然キラキラ 共生のまち 西脇			
人が輝き 集い 未来を創る 感動(共生)のまち 西脇			
心豊かな人と 自然豊かな加古川に育まれた 北播磨の田園共生都市 ～次世代につなぐ(をつくる) 持続可能な地域社会の創造～			
<に・し・わ・き>			
にんげん味あふれる心豊かなまち			
しぜんとともに生きる共生のまち			
わくわくするような出会いと発見のまち			
きぼうにみちた可能性がひろがるまち			
人と自然が融合する 日本のへそ 共存共栄都市 西脇			
自然が踊り 人が集い まちが歌う			
人いきいき！自然きらきら！ 個性あふれる協働のまち			
人が輝き 未来を創る			
人の心があたたかい 緑の風とやさしさにあえる			
人集う 心が和む 技光る やさしさにあえるまち にしわき			
人が輝き 未来を織りなす 元気都市			
心あたたまる協働のまち			

網掛けは WS で出た新しいキーワード。太字は WS で強調されたキーワード。

# 新市まちづくり計画の将来構想（体系図）

新市の将来像（案）

〇〇〇〇〇〇〇〇のまち にしわき

（例）心豊かな人と自然豊かな加古川に育まれた北播磨の田園共生都市  
～次世代につなぐ 持続可能な地域社会の創造～

今後の小委員会で協議していきます。

まちづくりの基本方針

生活基盤の整備  
〇〇〇〇〇〇のまちづくり

健康・福祉  
〇〇〇〇〇〇のまちづくり

産業・経済  
〇〇〇〇〇〇のまちづくり

教育  
〇〇〇〇〇〇のまちづくり

環境共生  
〇〇〇〇〇〇のまちづくり

住民自治の構築 ・ 行財政改革

新市のまちづくり理念

- 〇 活力あふれる元気なまちをめざします。
- 〇 安心して暮らせる共生のまちをめざします。
- 〇 市民主導による参画と協働のまちをめざします。

新市の主要課題

- 〇 安心・安全なまちの創造
- 〇 快適な生活環境の整備
- 〇 地域産業の振興と地域内経済の循環
- 〇 次世代を担う人材の育成
- 〇 環境との共生と循環型社会の構築
- 〇 協働による地域自治  
(ローカル・ガバナンス)の実現
- 〇 効率的・効果的な行財政運営

- 〇 社会潮流
- 〇 関連計画
- 〇 両市町の現状
- 〇 住民意向調査

# 事前提案事項

協議第32号	各種事業（電算システム事業）の取扱い	P 1 ~ P 7
協議第33号	各種事業（交通関係事業）の取扱い	P 8 ~ P 11
協議第34号	各種事業（保育事業）の取扱い	P 12 ~ P 17

各種事業（電算システム事業）の取扱いについて

各種事業（電算システム事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（電算システム事業）の取扱い

電算システム事業については、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、新市発足時に可能な限り統合を行うものとする。

平成 年 月 日確認



西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務企画部会
協定項目	22-2 各種事業(電算システム事業)の取扱い	関係項目		
調整内容	電算システム事業については、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、新市発足時に可能な限り統合を行うものとする。			

両市町の電算業務一覧( ...情報センターで処理しているもの、 ...電算処理しているもの、 ...今後電算化を予定しているもの、 -...電算処理していないもの又は該当業務のないもの )

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
住民記録	住民記録	住民記録	住民票交付、出生、転出入など住民異動に関する登録業務		
	印鑑登録	印鑑登録	印鑑登録、証明書発行業務		
	人口統計	人口統計	毎月の人口統計		
戸籍	戸籍	現在戸籍	戸籍の異動に関する登録業務、証明書発行業務		
		除籍	除籍の発行業務		
税	住民税	個人	住民税申告、賦課、納付書発行業務		
		法人	法人を対象とした賦課、納付書発行業務		
	国民健康保険税	国民健康保険税	税の賦課、納付書発行業務		
	固定資産税	土地	土地異動情報の管理、資産税賦課、納付書発行業務		
		家屋	家屋異動情報の管理、資産税賦課、納付書発行業務		
		償却資産	償却資産税の管理、償却資産税賦課、納付書発行業務		
		土地情報支援	地籍図、土地台帳一括管理、土地情報等		
		土地評価	土地評価額を積算		
		家屋評価支援	家屋評価額を積算		
	都市計画税	都市計画税	都市計画税の賦課		
	軽自動車税	軽自動車税	軽自動車税情報の管理、軽自動車税賦課、納付書発行業務		
	税収納業務	税収納業務	各税の収納管理、督促・催告状発行業務		
		口座振替	口座振替データをFDに移し、金融機関へ振替作業を依頼		
住登外	住登外管理	土地等の市町外所有者の住所等管理			
国民健康保険	資格管理	資格管理	資格の取得・喪失等の管理		
	高額医療	高額医療	税データ作成		
	調整交付金等	調整交付金・基盤安定	調整交付金、月報、年報		

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
老人保健医療	資格管理	資格管理	資格の管理・喪失等の管理		
	高額医療	高額医療	税データ作成		
国民年金	国民年金	国民年金	国民年金に係る資格・年金受給等情報の確認事務		
市民生活	防災情報提供	防災情報提供・収集	災害対応総合行政ネットワークシステム		
	狂犬病予防	狂犬病予防	飼犬の情報管理、狂犬病予防案内業務		
福祉	介護保険	資格管理	資格の取得・喪失等の管理		
		受給者管理	要介護認定の管理		
		保険者管理	保険料の賦課・収納・滞納管理、納付書発行業務		
		給付管理	介護サービス費の給付管理		
	手当	特別障害者手当	資格管理、手当支給管理		
		障害者福祉手当	資格管理、手当支給管理		
		福祉手当（経過措置）	資格管理、手当支給管理		
		児童手当	資格管理、手当支給管理		
		児童扶養手当	資格管理、手当支給管理		
		特別児童扶養手当	資格管理、手当支給管理		
	福祉医療	重度障害者医療費助成	資格管理、受給者証の発行		
		乳幼児医療費、老人医療費	資格管理、受給者証の発行		
	母子医療	母子医療	資格管理、受給者証の発行		
	児童福祉	保育料	入園・卒園管理、保育料計算、納付書発行、徴収業務		
	人権	住宅資金償還事務	債権者管理、納付書発行		
生活保護	生活保護	開始・廃止管理			
心身障害者管理	心身障害者管理	資格管理			
保健	成人健康診査	成人健康診査	各診査結果の保存、受診者への結果通知・履歴提供、検診案内発行		
	母子乳幼児健康診査	母子乳幼児健康診査	各診査結果の保存、受診者への結果通知・履歴提供、検診案内発行		
	予防接種	予防接種	予防接種記録の管理		
	訪問指導・健康指導	訪問指導・健康指導	対象者管理、指導記録管理		
経済	積算システム	積算システム（農業耕地）	農業耕地関係工事の設計積算		
	転作関係	転作関係	水田転作補助金計算、該当水田の情報管理		
	農家台帳	農家台帳	農家台帳の管理、農地銀行		
	森林施業計画	森林施業計画認定	森林施業計画の認定		

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
建設	積算システム	積算システム	土木関係工事の積算設計		
	住宅管理	住宅使用料	入居者管理、使用料の賦課、収納管理、納付書・督促等発行		
	法定外公共物管理	法定外公共物管理	法定外公共物管理		
都市開発	水道	水道使用料	使用開始・廃止管理、使用料計算、収納管理、納付書・督促等発行		
		給水分担金	給水分担金の計算、収納管理、納付書の発行		
		水道台帳管理	管路情報管理（地図情報）		
		公営企業会計システム	公営企業会計の予算・決算・執行管理等		
	下水道	下水道使用料	使用開始・廃止管理、使用料計算、収納管理、納付書・督促等発行		
		下水道受益者負担金	下水道受益者負担金の計算、収納管理、納付書の発行		
下水道台帳管理		管路情報管理（地図情報）			
教育	幼稚園	就園奨励費	保護者世帯管理、保護者世帯所得管理、支給管理		
	学校教育	学齢簿	児童・生徒の異動管理、就学通知の発行		
		就学支援	対象者管理、支給額計算、支払管理		
		学校給食	給食費請求、収納管理、献立の作成		
	体育館	施設予約システム	体育館の予約・受付管理		
	図書館	蔵書管理	蔵書の管理、貸出・返却管理、登録者管理		
図書検索予約システム		図書の予約管理			
選挙管理委員会	選挙関係	選挙人名簿	選挙権の取得・喪失管理、選挙人名簿作成、入場券の発行		
総務	人事	辞令	辞令作成		
		人事記録	人事情報管理		
	給与	毎月	給与計算業務		
		諸手当	手当計算		
		年末調整	年末調整計算		
		給与改定	差額計算		
		予算編成	人件費予算編成		
		共済組合	市町村職員共済組合給付事務		
	報酬管理	支払	報酬等支払管理		
		源泉徴収	源泉徴収書作成		
	財務会計	予算編成	予算入力、査定、予算書作成		
		予算執行	執行管理、伝票発行		

大分類	中分類	小分類	主な業務内容	西脇市	黒田庄町
総務	財務会計	決算処理	決算処理		
		決算統計	決算統計書作成		
		歳計外	予算歳入・出以外の入出金管理		
		起債管理	各種起債の償還計画等		
		バランスシート作成	貸借対照表作成		
		地方交付税	普通地方交付税公債費台帳の作成、管理		
		公有財産管理	公有財産登録、異動		
		備品管理	備品の管理		
		口座振替処理	口座振替データをFDに移し、金融機関へ振替業務を依頼		
	入札	指名業者の登録	指名業者の登録		
		入札事務	入札準備		
		契約事務	契約書の作成・管理		
	用品会計	用品会計	物品在庫管理、収入・支出管理		
	例規集管理	例規集管理システム	例規集の管理、検索		
文書管理	文書管理システム	公文書の管理			
	文書収発事務	公文書の受付、発送			
交通災害	交通災害	交通災害共済保険の加入申込書作成			
議会関係	議事録	議事録検索システム	議事録の管理、検索		
	議会中継	議会中継システム	議会のインターネットでの中継		
その他	その他	グループウェア	会議室予約、職員間の連絡、スケジュール管理、公用車貸出等		
		ホームページ、広報	市民への情報提供、観光PR等		
		総合行政ネットワーク	総合行政ネットワーク(LGWAN)		
		地域情報基盤整備	各種施設間のネットワーク化		

### 1 電算システム統合にあたっての基本的な考え方

現在、両市町においては、ほとんどの業務において電算システムを導入しており、合併に際しては、事務事業の円滑な運営を図る上から、合併時に電算システムの統合を行う必要がある。統合にあたっては、事務事業一元化の基本的な考え方を踏まえ、次の考え方により調整を行うものとする。

- (1) 新市発足時に市政運営や住民生活に支障をきたさないように安全性に十分配慮する。
- (2) 短期間でシステムの統合が可能となるよう統合方法の選択に留意する。
- (3) 統合にかかる経費は、極力抑えるように努める。
- (4) 地域情報化による住民サービスの向上に努める。

### 2 電算システムの統合の方法

統合の方法としては、次の3つが考えられる。

統合の方法	特 徴
(1) 新規システムを構築する	システムの最適化、効率化を行いやすいというメリットがあるが、その一方で、相当の開発期間と開発経費が必要となる。また、導入当初は稼働が不安定となる可能性がある。
(2) 合併市町のいずれかのシステムを選択する	全国的に稼働実績があり安定したシステムを構築しやすいというメリットがあるが、データの移行やシステム変更などへの対応が必要となる。
(3) 業務ごとに合併市町の既存システムをそれぞれ採用する	全国的に稼働実績があり安定したシステムを構築しやすいというメリットがあるが、業務間のデータを連携させるためのシステム調整に、相当の期間と経費が必要となる。

(1)の方法は、開発期間や開発経費の面で課題が多く、また、(3)の方法は、合併の影響を一時的に回避する際に採用される暫定的な手法としては考えられるが、新市の基幹システムとしては不適当と思われる。

こうしたことから、西脇市と黒田庄町では、(2)の方法による電算システムの統合を基本に検討を進める。

### 3 電算システム統合に関する先進事例

合併市町名	合併年月日	構成市町村数	システム関連調査開始から合併までの期間	システム統合方法
篠山市	H11.4.1	4町	26ヶ月	(2)
西東京市	H13.1.21	2市	21ヶ月	(2)
潮来市	H13.4.1	2町	13ヶ月	(2)
さいたま市	H13.5.1	3市	55ヶ月	(3)
さぬき市	H14.4.1	5町	29ヶ月	(1)
静岡市	H15.4.1	2市	23ヶ月	(2)
東かがわ市	H15.4.1	3町	43ヶ月	(1)
宗像市	H15.4.1	1市1町	32ヶ月	(2)
周南市	H15.4.21	2市2町	41ヶ月	(3)

先進事例

新市町名	合併の期日	調整の方針
養父市	平成16年4月1日 (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう統合するものとし、合併時に稼働できるよう調整する。</li> <li>2 事務処理系システムについては、業務に支障をきたさないよう調整する。特に、オンライン系の整備について効率的なネットワークの構築及びセキュリティ対策を検討し、合併時に稼働できるよう調整する。</li> </ol>
朝来市	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市の電算システム(基幹業務)については、合併時に南但広域行政事務組合のシステムに統合する。電算システムの統合にあたっては、住民サービスの向上が図れるよう調整する。</li> <li>2 4町及び朝来郡広域行政事務組合のネットワークシステムは、合併時に調整する。</li> <li>3 4町及び朝来郡広域行政事務組合が単独で運用しているシステムについては、合併時に調整する。</li> </ol>
洲本五色市	平成17年3月31日まで (合併予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電算システム事業の取扱いについては、新市発足までに新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。</li> </ul>
加東市	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民サービス系システムについては、合併時に統合・稼働できるように調整する。</li> <li>2 事務処理系システムについては、新市の事務機構及び組織に支障をきたさないよう調整する。</li> <li>3 単独業務系のシステムについては、業務に支障がないよう調整する。</li> </ol>
中町、加美町、八千代町	平成17年3月末日まで (合併予定)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基幹業務、内部情報電算システムについては、合併までにシステムを再編し、合併時に稼働できるよう調整する。</li> <li>2 その他の業務別電算システムについては、業務の効率化を図るため合併後速やかに調整する。</li> </ol>

各種事業（交通関係事業）の取扱いについて

各種事業（交通関係事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（交通関係事業）の取扱い

コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。

福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。

JR加古川線の利用促進及び沿線の活性化策については、新市においても継続して実施する。

平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	総務・企画、住民・福祉部会
協定項目	22-6 各種事業（交通関係事業）の取扱い	関係項目	交通対策・高齢者福祉サービス	
調整内容	コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。 福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。 JR加古川線の利用促進及び沿線の活性化策については、新市においても継続して実施する。			

課題・問題点（現況）	調 整 案	
	調整方針の分類	具体的調整方針
コミュニティバス運行事業は西脇市のみ実施している。  福祉送迎車運行事業は黒田庄町のみ実施している。  JR加古川線利用促進及び沿線の活性化策については、関係機関と連携しながら、取り組んでいる。	現行のとおりとする。  現行のとおりとする。  現行のとおりとする。	コミュニティバス運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。  福祉送迎車運行事業については、現行のまま新市に引継ぎ、運行形態等については新市において検討する。  電化後も、引き続き、利用促進及び沿線の活性化を図る必要があることから、新市においても、関係機関、沿線市町等と連携を図りながら取り組む。



現		況			
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町			
コミュニティバス運行事業	路線の概要(平成15年12月1日現在)				
	経 路		運行回数		
	北ルート JR西脇市駅～緑風台～市役所～西脇病院		12便		
	南ルート JR西脇市駅～福祉センター～西脇病院		4便		
	東ルート 病院～蒲江～西脇病院		4便		
	運行形態 神姫バスを運行主体として、低床式小型バス(定員44名)による 1系統3経路、市街地を循環する路線バス方式で運行 運賃は160円から230円				
	利用状況(年間利用者数)				
	H9年度	H11年度	H13年度		H15年度
	10,863	11,424	14,480		15,214
	補助額(千円)				
H9年度	H11年度	H13年度	H15年度		
8,237	7,543	7,850	7,950		
福祉送迎車運行事業	事業概要 町内に住所を有し、居住する高齢者及び障害者とその介助者を対象に、高齢者及び障害者の生活支援、社会参加への支援				
	運行形態 黒田庄町社会福祉協議会へ事業委託しており、普通ワゴン車により、黒田庄町内(送り迎え)と、西脇市、多可郡、氷上郡(送りのみ)を運行。利用者負担あり				
	利用状況(年間利用者数:人)				
	H11年度	H12年度	H13年度		H14年度
	2,217	2,761	3,014		3,819
	委託料(千円)				
	H11年度	H12年度	H13年度		H14年度
	2,199	2,378	2,651		2,613

現		況
項 目	西 脇 市	黒 田 庄 町
J R加古川線利用促進事業	<p>【西脇市J R加古川線利用・電化促進会議】 目的...J R加古川線の利用促進啓発、利用促進運動、募金活動 構成...経済団体、小中学校、高校、区長会、まちづくり委員会ほか</p> <p>【J R加古川線電化促進期成同盟会】 目的 ...J R加古川線電化並びに輸送環境の改善促進及び沿線地域の発展、住民福祉の向上を目指す。 構成 ...沿線5市4町の自治体、議会及び商工会議所 その他...沿線地域活性化推進協議会（北播磨沿線市町、事業者、県）</p>	<p>【黒田庄町J R加古川線利用・電化促進会議】 目的 ...電化、利用促進、募金の推進を目的に設置 構成 ...商工会、議会、区長会、子連協、小中学校、JAみのりほか</p> <p>【J R加古川線電化促進期成同盟会】 同左</p> <p>【町民ふれあい号】 J R加古川線の利用促進並びに住民の親睦を目的とした汽車の旅</p>

先 進 事 例

亀 山 市 ( 予 定 )	バス事業については、新市において速やかに運行ができるよう調整する。ただし、関町福祉バスについては、現行のまま新市に引継ぎ、合併後福祉、教育の施策として運行形態等を調整する。
朝 来 市 ( 予 定 )	<p>1 バスの運行について 地方バス補助路線については、現行のまま存続させる。 合併後、新市において住民の利便性の向上を図るため、総合的・体系的な地域巡回バス等の検討を行う。</p> <p>2 鉄道の利用促進について 4町での取り組みを基に新市においてもJ Rの利用促進を図る。 鉄道の利便性の向上を図るため、現在加入している団体に引き続き加入し、鉄道路線電化等の働きかけを行う。 播但線電化高速化整備費負担事業基金は新市に引継ぎ、播但線の高速電化を推進する。 J R無人駅の管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、業務内容等については統一化が図られるよう調整する。</p>

協議第34号

各種事業（保育事業）の取扱いについて

各種事業（保育事業）の取扱いについては、次のとおりとする。

平成16年4月15日

西脇市・黒田庄町合併協議会  
会長 内橋直昭

各種事業（保育事業）の取扱い
公立（町立）保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。
平成 年 月 日確認

西脇市・黒田庄町合併協議会の調整内容

			専門部会名	住民・福祉部会
協定項目	2110 各種事業(保育事業)の取扱い	関係項目	保育所	
調整内容	公立(町立)保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。 保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。			

現 況		具体的調整方針																	
西 脇 市	黒 田 庄 町																		
保育所施設 1 公立保育所 -	保育所施設 1 公立(町立)保育所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>くすのき保育園</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td>あゆみ保育園</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td>計 2園</td> <td>180名</td> </tr> </tbody> </table> *平成16年4月1日現在	名 称	定 員	くすのき保育園	90名	あゆみ保育園	90名	計 2園	180名	公立(町立)保育所については、現行のまま新市に引き継ぐ。									
名 称	定 員																		
くすのき保育園	90名																		
あゆみ保育園	90名																		
計 2園	180名																		
2 私立保育所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西脇保育所</td> <td>200名</td> </tr> <tr> <td>比延保育園</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>どれみ保育園</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>日野保育園</td> <td>120名</td> </tr> <tr> <td>西脇春日保育園</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>津万保育園</td> <td>60名</td> </tr> <tr> <td>芳田保育園</td> <td>45名</td> </tr> <tr> <td>計 7園</td> <td>665名</td> </tr> </tbody> </table> *平成16年4月1日現在	名 称	定 員	西脇保育所	200名	比延保育園	60名	どれみ保育園	120名	日野保育園	120名	西脇春日保育園	60名	津万保育園	60名	芳田保育園	45名	計 7園	665名	2 私立保育所 -
名 称	定 員																		
西脇保育所	200名																		
比延保育園	60名																		
どれみ保育園	120名																		
日野保育園	120名																		
西脇春日保育園	60名																		
津万保育園	60名																		
芳田保育園	45名																		
計 7園	665名																		

現		況								具体的調整方針	
保育料										保育料については、新市発足時に西脇市の例により調整する。	
1 徴収基準額		〔平成15年度〕									
納入義務者の属する世帯の階層区分				徴収額(月額)							
階層区分		定義		乳児	3歳未満児 黒田庄町：1・2歳児		3歳児		4歳以上児		
西脇市	黒田庄町			黒田庄町	西脇市	黒田庄町	西脇市	黒田庄町	西脇市		黒田庄町
1	1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0		
2	2	第1階層及び第5(第4)～第10階層(第7)を除き、前年度分の市町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町民税非課税世帯	8,600	9,000	8,600	6,000	5,700	6,000		5,700
3	3		均等割のみ課税の世帯	18,600	18,000	18,500	15,000	15,700	15,000		15,700
4			所得割課税世帯								
5	4		14,000円未満	28,500	27,000	28,500	24,000	25,600	24,000		25,600
6		14,000円以上 64,000円未満	30,000							27,000	
7	5	64,000円以上 112,000円未満	42,300	41,000	42,300	33,900	36,000	27,600	30,000		
8		112,000円以上 160,000円未満								44,500	33,900
9	6	160,000円以上 408,000円未満	58,000	58,000	57,400	33,900	36,000	27,600	30,000		
10	7	408,000円以上	76,000	70,000	76,000	33,900	36,000	27,600	30,000		
(注) 定義欄の(第4)、(第7)は黒田庄町の場合											
2 徴収方法〔西脇市〕 ・毎月25日に指定金融機関から口座振替による ・納付書による				2 徴収方法〔黒田庄町〕 ・毎月20日に指定金融機関から口座振替による							

現 況		具体的調整方針																																
西 脇 市	黒 田 庄 町																																	
<p>3 保育料の減免等</p> <p>(1) 納入義務者が、災害、病気、死亡、その他やむを得ない事情がある場合で徴収金等を納入することが困難であると認めたととき。</p> <p>(2) 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合。</p> <p>ア 母子世帯等 母子及び寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女性で現に児童を扶養している者の世帯及びこれに準じる父子家庭の世帯</p> <p>イ 在宅障害児(者)のいる世帯 ・身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯 ・療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者を有する世帯 ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める障害基礎年金等の受給者を有する世帯</p> <p>ウ その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯</p>	<p>3 保育料の減免等</p> <p>(1) 不慮の災害等、特に町長が必要と認めた場合。この場合の徴収金の額については、その都度町長が決定する。</p> <p>(2) 同左</p> <p>ア 母子世帯等 同左</p> <p>イ 在宅障害児(者)のいる世帯 同左</p> <p>ウ その他の世帯 同左</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="2">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳以上児の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>17,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>第4階層</td> <td>18,500円</td> <td>15,500円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分		徴収金基準額(月額)		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	第2階層	0円	0円	第3階層	17,000円	14,000円	第4階層	18,500円	15,500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="4">徴収金基準額(月額)</th> </tr> <tr> <th>乳児の場合</th> <th>3歳未満児の場合</th> <th>3歳児の場合</th> <th>4歳児以上の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2階層</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>第3階層</td> <td>17,600円</td> <td>16,600円</td> <td>13,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	徴収金基準額(月額)				乳児の場合	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳児以上の場合	第2階層	0円	0円	0円	0円	第3階層	17,600円	16,600円	13,000円
階層区分		徴収金基準額(月額)																																
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合																																
第2階層	0円	0円																																
第3階層	17,000円	14,000円																																
第4階層	18,500円	15,500円																																
階層区分	徴収金基準額(月額)																																	
	乳児の場合	3歳未満児の場合	3歳児の場合	4歳児以上の場合																														
第2階層	0円	0円	0円	0円																														
第3階層	17,600円	16,600円	13,000円	13,000円																														

現 況			具体的調整方針		
西 脇 市		黒 田 庄 町			
(3) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合 2階層から10階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が保育の実施を受けている場合において、次の表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、当該第3欄より計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。					
(3) 同一世帯から2人以上の児童が入所している場合 第2階層から第7階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の児童が入所している場合において、次表の第1欄の階層区分ごとに第2欄に掲げる児童については、第3欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とする。					
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
第2～第6階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が低い児童 (最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表に定める額	第2～第4階層に属する世帯	ア 同左	同左
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が低い児童 (最も徴収金額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表×0.5		イ 同左	同左
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1		ウ 同左	同左
第7～第10階層に属する世帯	ア 最も徴収金額が高い児童 (最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表に定める額	第5～第7階層に属する世帯	ア 同左	同左
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収金額が高い児童 (最も徴収金額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額表×0.5		イ 同左	同左
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額表×0.1		ウ 同左	同左
(注) 10円未満は切り捨て			(注) 10円未満は切り捨て		

関係法令

児童福祉法（抜粋）

- 第24条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。ただし、付近に保育所がない等やむを得ない事由があるときは、その他の適切な保護をしなければならない。
- 2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うこと（以下「保育の実施」という。）を希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。
- 3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育の実施が困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。
- 4 市町村は、第25条の2第3号又は第26条第1項第4号の規定による報告又は通知を受けた児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、保育の実施の申込みを勧奨しなければならない。
- 5 市町村は、第1項に規定する児童の保護者の保育所の選択及び保育所の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における保育所の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

第56条

1～2 省略

- 3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。

先進事例

\*関係部分抜粋

新市町名	合併関係市町名	合併の期日	調整の方針
加東市	社町 滝野町 東条町	平成17年3月31日まで (合併予定)	1 公立保育園は、現行どおり新市に引き継ぐ。 2 保育料は、減免措置も含め合併時に調整するが、合併後も国の基準及び近隣市町を参考に見直しを行う。
養父市	八鹿町 養父町 大屋町 関宮町	平成16年4月1日	1 町立保育所施設については、現行のまま新市へ引き継ぐ。定員については合併時まで調整する。 2 保育料については、合併時に調整する。